

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前1丁目18-16 博多駅前1丁目ビル302号

特定非営利活動法人消費者支援機構福岡

担当者 司法書士 稲毛 翔平 先生

令和4年 9月 8日

〒818-0056

福岡県筑紫野市二日市北1丁目1-5

ちくし法律事務所

弁護士 森 俊 輔

TEL 092-555-7335 FAX 092-555-7720

御 連 絡

冠省

貴法人が令和4年7月20日付で公益財団法人太宰府メモリアルパーク（以下「太宰府メモリアルパーク」といいます）に対してした「納骨堂等使用規程に関する申入れ」について、太宰府メモリアルパークの代理人として以下のとおり御連絡いたします。

- 1 納骨堂等使用契約の法的性質については、現在も議論がなされているところであり、法律や判例のレベルにおいて見解が確定しているものではありません。

そして、納骨堂等使用契約について、いわゆる貸借型の継続的契約としてではなく、あくまで霊園が納骨堂を永続的に使用する権利を設定し、使用者がその使用権設定行為そのものに対する対価を支払うことを内容とする権利設定契約であるとみる見解を前提にすると、当該権利設定行為において霊園側の義務履行は完了しており、使用者が契約締結及び代金支払い後に、霊園の責めに帰すべき事情に因らず任意に当該契約を終了させることは、永続的な使用権を放棄するとの意思表示に他ないと

みることができます。

かかる理解を前提にすると、使用者が契約後に納骨堂等使用契約を解約する場合には、未使用であったとしても代金の返還を求めることができないものと考えられます。

2 とはいえ、太宰府メモリアルパークの公益財団法人たる性質に鑑みると、前述のような納骨堂等使用契約の法的な性質に関する議論が熟していないことを前提としたとしても、市民目線からの意見を真摯にとらえ、より適切な施設運営を行うべきだと考えられます。

3 そこで、取り巻く環境の変化により、太宰府メモリアルパークとしては、規程の改定を含めて検討を行う方針です。

もともと、太宰府メモリアルパークには多くの規程が存在するため統一的に改定するための確認作業には多くの時間を要すること、公益財団法人として理事会等での慎重な審議を経て最終的な決定を出すべきこと等の事情から、正式な検討及び改定等が完了した後に再度報告させていただきます。

4 また、規程を改定する際の手続についても、前述の納入金等の返還の可否と同様、各使用規程の法的な性質を検討し（民法上の約款に当たるか否かを含む）、消費者契約法 10 条への抵触の有無についても十分に検討した上で、規程の改定を含めて検討を行う方針です。

こちらについても、前述の納入金返還の規定と合わせて再度報告させていただきます。

草々